

特定商取引に関する法律に基づく行政処分(指示)について

石川県は、不適正な取引行為により、排水枅の清掃の役務提供を行っていた北 孝に対し、本日、特定商取引に関する法律第7条の規定に基づき、行政処分(指示)を行いました。消費者被害の拡大を防止するため、その内容を公表します。

1. 事業者の概要

- (1) 名 称 : 「キタホーム」又は「キタホームサービス」こと
北 孝(きた たかし) 68歳
- (2) 所 在 地 : 石川県小松市末広町247番地 あげぼの荘8号
- (3) 取引類型 : 訪問販売
- (4) 取扱役務 : 排水枅の清掃

2. 取引の概要

北 孝(以下「事業者」という。)は、「キタホーム」又は「キタホームサービス」などの屋号を用いて、消費者の住居を訪問し、排水枅の清掃の役務(以下「本件役務」という。)の提供に係る訪問販売を行っていた。

3. 行政処分(指示)の内容

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下、「法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売に係る役務の提供契約を締結したときは、法令に定める事項を記載した書面を消費者に交付すること。
- (2) (1)に対して講じた措置の内容について、石川県知事に宛て、指定の期日までに文書で報告すること。

4. 行政処分(指示)の原因となる事実

事業者は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められた。

契約書面の記載不備(法第5条第1項第1号)

事業者は、本件役務提供契約を締結した際、消費者に対して交付した契約書面に法定記載事項の記載不備があった。

5. 勧誘事例

【事例1】

平成27年1月、事業者は消費者A宅を訪問し、「排水枘が汚れているから掃除せんか。」「近所のYさんやXさんのところもすることになっている。」などと言い、排水枘の清掃を勧誘した。Aは、近所の人も掃除をして貰っているのなら安心と思い、契約を承諾した。すると事業者は、「前金として3千円欲しい。」と言ってAから前金の現金3千円を受け取り、Aに3千円の領収証と「特定商取引のクーリングオフに関する別紙」と書いた書類を差し出し、「クーリングオフのことが書いてある。大事に取っておいて。」と言って手渡した。事業者は、このときAに対し、領収書とクーリングオフに関する書類等は交付したが、役務の提供時期など、法令に定められた必要事項が記載された書面を交付していなかった。

【事例2】

平成27年4月、事業者は消費者B宅を訪問し、「排水枘を見るのに立ち会って欲しい。」と言い、Bを呼び出し、排水枘の蓋を開け、「近所も掃除をすることになっている、あぶら汚れがひどくなって高い修理代を払った人もいる。」などと言い、排水枘の清掃を勧誘した。Bは、汚れがひどくなり、高額な修理代を払うことになれば大変なことになる、自分では掃除の仕方がわからないから、この男に掃除をしてもらおうと思い、契約を承諾した。事業者は、このときBに対し、契約書を交付したが、クーリングオフに関する事項など、法令に定められた必要事項が記載された書面は交付していなかった。